

## 3年度～令和7年度保育所等定員変更に係る具体的な判断基準（抜粋）

令和元年10月17日決裁

### 【基準2】 定員の変更について

#### (1) 認可保育所の定員変更

① 定員増は原則認めない。ただし、特例として、下記の(ア)・(イ)を認める。

(ア) 平均入所児童数が定員の115%を超え、潜在的待機児童（前年9月から8月までの1年間の第1希望から第3希望までの児童数）が10名以上の月が1月でもある場合は、10名を上限に定員増を認めるものとする。

(イ) 国の保育所等整備交付金を活用した施設整備を行う場合は、10名を上限に定員増を認めるものとする。

② 平均入所児童数が、現行の定員を下回っている場合は、定員減をすることができるものとし、変更後は原則2年間、定員を超えての入所（特別枠は除く）はできないこととする。

#### (3) 認定こども園の定員変更

① 教育の定員増は、原則認めない。ただし、認定こども園への移行に際し、1号の定員を15名未満（0名から14名）で設定した園については、定員15名を上限に定員増を認めることとするが、定員増分と同数の2号・3号の減員を条件とする。なお、保育の弾力運用は可能とする。

② 教育又は保育のそれぞれの平均入所児童数が、現行の定員を下回っている場合は、定員減をすることができるものとする。なお、保育の定員の変更後は原則2年間、定員を超えての入所（特別枠は除く）はできないこととする。

③ 教育・保育の定員増は原則認めない。ただし、特例として下記の(ア)・(イ)を認める。

(ア) 平均入所児童数が定員の115%を超え、潜在的待機児童（前年9月から8月までの1年間の第1希望から第3希望までの児童数）が10名以上の月が1月でもある場合には、10名を上限に保育の定員増を認めるものとする。

(イ) 国の保育所等整備交付金を活用した施設整備を行う場合は、10名を上限に保育の定員増を認めるものとする。

④ 国の保育所等整備交付金を活用した認定こども園が、施設整備を行った後に、教育定員を定員上限の15名以内で増やす場合においては、補助金適正化法の関係から、保育の2号・3号定員の減は求めないものとする。